

京都府分別収集促進計画（第10期）概要

1 都道府県分別収集促進計画に定めなければならない内容について

都道府県分別収集促進計画は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(以下「法」という。)第9条第1項の規定に基づき、法第9条第2項第1号から第4号に掲げる事項を定めることとされている。

なお、法第9条第2項第1号から第3号に掲げる事項は、市町村別の排出量の見込み及び当該排出見込量を合算して得られる量と定められていることから、各市町村計画における見込み量を集約した結果となっている。

また、法第9条第2項第4号に掲げる事項は、事項毎に本府が実施する取組内容を、京都府分別収集促進計画において記載している。

2 計画の趣旨

この計画は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(以下「法」という。)第9条第1項の規定に基づき、容器包装廃棄物の分別収集や再資源化を推進するために、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づき、各市町村が策定した分別収集計画を集約したものとして、令和5年度を始期とした5年計画として策定(3年ごとに改定)するもの。

3 分別収集の計画状況

分別収集を計画している市町村数は次のとおりである。

		実施市町村数		備考
		第9期計画	第10期計画	
特定分別基準	ガラス製容器	26	26	全市町村で実施
	ペットボトル			
	プラスチック容器	26	26	全市町村で実施
	紙製容器	4	4	宮津市、伊根町、与謝野町、京丹後市が実施
法第2条6項物※1	スチール缶	26	26	全市町村で実施
	アルミ缶			
	段ボール	22	22	京都市、長岡京市、八幡市、与謝野町を除く全市町村で実施
	紙パック	19	21	亀岡市、長岡京市、綾部市、和束町及び南山城村を除く全市町村で実施

※1 法第2条6項物とは、分別収集さえすれば有価となり、再商品化を義務づけなくても、市場の中でリサイクルされているため、法の適用外になっているもの。自治体が関与しない場合でも古紙業者や自治会等の集団回収などで回収が行われている。

4 分別収集の計画量

各市町村における分別収集の見込量を合算した量は次のとおりであり、容器包装廃棄物の排出量は微増する計画となっている。

<特定分別基準適合物>

(単位:トン)

特定分別基準適合物	第9期計画(3年度)		第10期計画				
	計画	実績	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
無色のガラス製容器	3,981	3,899	3,892	3,868	3,851	3,838	3,814
茶色のガラス製容器	2,733	2,471	2,535	2,520	2,507	2,495	2,480
その他のガラス製容器	1,989	2,057	2,036	2,028	2,030	2,011	2,003
紙製容器	175	133	186	183	181	178	176
ペットボトル	5,067	5,580	5,348	5,304	5,279	5,256	5,240
プラスチック製容器	17,591	17,126	18,753	18,632	18,691	18,611	18,566
合計	31,537	31,266	32,750	32,535	32,539	32,389	32,279

<容器包装リサイクル法第2条第6項に定めるもの>

(単位:トン)

法第2条第6項物	第9期計画(3年度)		第10期計画				
	計画	実績	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
スチール製容器	1,959	1,908	1,680	1,663	1,660	1,658	1,650
アルミ製容器	2,133	2,426	2,357	2,345	2,340	2,325	2,320
段ボール	6,105	3,603	5,115	5,066	5,031	4,988	4,950
紙パック	211	172	181	181	179	180	180
合計	10,408	8,109	9,333	9,255	9,210	9,151	9,100

<府内の一般廃棄物に含まれる容器包装のうち再商品化される容器包装の量>

	第9期計画平均 (令和2～6年度)	第10期計画平均 (令和5～9年度)
府内で発生する容器包装廃棄物量の見込み(年間)	85,163 トン	86,314 トン
うち再商品化される見込み量	41,854 トン	41,708 トン
割合	49 %	48 %